

田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格及び物価の高騰により厳しい状況に置かれている市内の医療機関、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、教育保育事業者及び放課後児童健全育成事業者(以下「医療福祉事業者等」という。)の事業を支援するため、医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金(以下「給付金」という。)の支給について必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす医療福祉事業者等とする。ただし、市が直接運営する施設及び田村市暴力団排除条例(平成24年田村市条例第3号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するものは対象としない。

- (1) 令和4年11月1日時点で、市内において別表に定める事業種別の事業を営んでいること。
- (2) 第5条の申請の日において、前号に掲げる事業を休止していないこと。

(給付金の額)

第3条 給付対象者に支給する給付金の額は、別表のとおりとする。

(申請方法及び申請期間)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請するものとする。

2 給付金に係る申請期間は、市長が別に定める日から令和5年1月31日までとする。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を確認の上、給付の要件を満たすときは、給付を決定し、申請者が当該申請書に記載した金融機関の口座への振り込みをもって給付の通知に代えるものとする。ただし、内容に疑義がある場合には、市から当該支給対象者に対し、必要な資料や説明を求めるものとする。

2 給付金の不支給を決定したときは、田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金不支給通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

別紙

様式第1号(第4条関係)

別紙 田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書

様式第2号(第5条関係)

別紙 田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金不支給通知書